

能登半島地震を踏まえた関係機関連絡会議

令和6年5月24日

目 次

千 葉 県	・ ・ ・ ・ ・	1
千 葉 市	・ ・ ・ ・ ・	9
千 葉 県 警 察 本 部	・ ・ ・ ・ ・	22
千 葉 県 消 防 長 会	・ ・ ・ ・ ・	23
陸 上 自 衛 隊 第 1 空 挺 団	・ ・ ・ ・ ・	24
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局	・ ・ ・ ・ ・	30
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 関 東 支 社	・ ・ ・ ・ ・	34
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 千 葉 支 社	・ ・ ・ ・ ・	35
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社	・ ・ ・ ・ ・	36
東 京 ガ ス 株 式 会 社 千 葉 支 社	・ ・ ・ ・ ・	37
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 千 葉 事 業 部	・ ・ ・ ・ ・	44
株 式 会 社 ド コ モ C S 千 葉 支 店	・ ・ ・ ・ ・	45
K D D I 株 式 会 社 南 関 東 総 支 社	・ ・ ・ ・ ・	47
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	・ ・ ・ ・ ・	48
楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	・ ・ ・ ・ ・	49
日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	・ ・ ・ ・ ・	50
社 会 福 祉 法 人 千 葉 県 社 会 福 祉 協 議 会	・ ・ ・ ・ ・	51

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>【孤立化対策】 ○孤立の可能性がある地域への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、道路の寸断などにより孤立地域が生じたため、交通途絶による物資支援の遅れや備蓄の不足などに対する対策強化が必要である。 ・陸路での救助や支援が困難となった場合、速やかな応急活動を実施するため、空路での対応を想定しておく必要がある。 ・孤立集落が生じるケースではドローンを活用した救援物資の輸送は有効な支援の手段であることが確認された。 <p>【インフラ、ライフライン対策】 ○緊急輸送道路等における防災・減災の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、大規模な斜面崩落や地すべり等により、車両の通行に著しい障害が生じたことから、本県においても緊急輸送道路における道路法面の状況を把握・検証する必要がある。 	<p>【孤立化対策】 ○孤立の可能性がある地域への対応</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、緊急時のヘリ離発着場を調査し、リストアップ。 ・本庁と各地域振興事務所に1台ずつ配備されているドローンを、災害時の情報収集に活用。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな補助制度を創設し、市町村が実施する備蓄品の整備等の孤立集落対策にかかる取組を支援。 ・市町村と連携し、緊急時のヘリ離発着場の更なる洗い出し。 ・物流専用ドローンを保有する事業者等との協定締結など、医薬品の搬送も含め、災害時の活用について検討。 <p>【インフラ、ライフライン対策】 ○緊急輸送道路等における防災・減災の取組の推進</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法面については、平成28年度及び平成29年度に実施した点検の結果に基づき対策工事を順次実施。また、日々のパトロールにより異常が確認された箇所については、適宜対応。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の点検から7年程度が経過し、経年変化や台風等による影響も懸念されるため、改めて緊急輸送道路における道路法面の緊急点検を実施し、法面崩壊等への対策工事を迅速かつ効果的に進める ・関係機関との協力体制を維持し、大規模災害時に緊急輸送道路や防災拠点へのアクセスルート等の道路が分断された場合に速やかに復旧作業を行える体制を整備。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>○災害に強い上下水道施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、水道施設の破損により大規模な断水が発生したことから、水道施設や管路の耐震化を進めるとともに、バックアップにより給水を継続できるような体制を構築しておく必要がある。 ・また、処理場、ポンプ場、管渠での被害が発生したことから、下水道施設の耐震化を進める必要がある。 ・災害により停電が発生した場合であっても、一定期間は継続して給水可能な体制を整えておく必要がある。 	<p>○災害に強い上下水道施設の整備促進</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営水道では、浄・給水場等におけるポンプ棟や配水池などの施設及び管路の耐震化を推進中。 ・災害時に浄・給水場間などで水融通が図れるよう、管路をネットワーク化し、可能な限り給水を継続できるバックアップ体制を構築。 ・停電対策として、72時間給水可能となるよう浄・給水場等の非常用自家発電設備、燃料タンクの増強を推進中。 ・県内水道事業体における基幹管路、浄水施設、配水池の耐震化率や自家発電設備の整備状況等を調査・把握するとともに、国庫補助制度を活用して耐震化や停電対策等に取り組むよう指導。 ・また、下水道施設の耐震化を行っている。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、首都直下地震等の大規模地震に備え、計画的に施設や管路の耐震化を推進。 ・併せて、国に対して施設の耐震化や停電対策に係る事業について、交付率の引き上げや採択基準の緩和、半島地域に対する優遇措置、必要な予算の確保などを要望。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>○応急給水、応急復旧対応等の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等による断水を想定して、応急給水や応急復旧体制の再確認・充実を図る必要がある。 ・大規模災害発生時には、水道施設の早期復旧のため、県内外の水道事業者や民間団体等の協力を仰ぐ必要がある。 ・輪島市及び志賀町に水道復旧活動を行った際、土砂災害等により通行できる道路が限られており、活動エリアまでの移動に多大な時間を要したため、現地での活動時間に制約があった。 ・当県の特徴として、県外からの応援を受ける際、江戸川や利根川を渡ることができなければ陸路による応援を受けることが難しい状況となる。そのため、こうした橋梁が通行できないことを想定した陸路以外の応援受入ルート等の具体的な方策について整理を進める必要がある。 <p>○電力・通信事業者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に伴う停電や断線により、携帯電話が使用できなくなり、被害状況の把握や被災者自らの情報収集に困難が生じた。 ・携帯電話各社により、移動基地局設置や衛星インターネット通信の活用等の対応が取られたところであるが、電力の復旧及び通信の確保を速やかに図る必要がある。 	<p>○応急給水、応急復旧対応等の充実・強化</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の水道事業者や民間団体等と応急給水や応急復旧等に関する応援協定を締結。 ・危機管理マニュアルの整備等、受援・応援体制を構築。 ・東日本大震災時に浦安市等において陸路が交通渋滞などで給水車への注水に時間を要したため、自衛隊の水船を要請し海路からの応援を実施。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震による水道施設への被害状況、応急給水や応急復旧支援等で得られた教訓等を県内水道事業者と共有。 ・関係団体との訓練を通じて、災害発生時の情報収集体制、応急給水や応急復旧支援等の体制の充実・強化を図る。 ・自衛隊等の船（水船など）の接岸場所は、被害状況を踏まえて選定する必要がある。複数の候補地について自衛隊等と事前に調整していくとともに、空路についても今後検討。 <p>○電力・通信事業者との連携強化</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者や通信事業者との間で災害時の応急対応や早期復旧に向けた協定を締結。 ・九都県市合同防災訓練（実動訓練）等にライフライン事業者が参加し、災害時の県等との連携・復旧手順等の確認や県民への啓発を実施。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ライフライン事業者や携帯電話事業者との協定や訓練の実施等により、引き続き連携を強化。 ・市町村へ、NTT東日本が行っている災害時用公衆電話の事前設置事業の周知及び設置検討を依頼。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>【避難所、広域避難等】</p> <p>○避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には、多数の避難所を開設する必要があること、また、被災自治体においても様々な復旧・復興業務への対応を行う必要があることから、自治体職員が主体となった避難所運営の実施、継続が難しくなるため、地域住民による自主的な避難所運営の実施が重要となる。 <p>○衛生環境の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、し尿が道路の寸断により効率的な経路で収集できず、また、交通集中による渋滞により収集運搬に時間を要し、特に避難所で収集したし尿の運搬に課題が生じた。 ・上下水道が甚大な被害を受けたことにより、既存のトイレが利用できなくなり、避難所等におけるトイレの確保が大きな問題となり、トイレカーやトイレトレーラーの活用も注目された。 ・災害発生時には、発災からの時間の経過や避難所の設備によって、使用できるトイレが変化していくことから、様々な種類のトイレを確保しておく必要がある。 	<p>【避難所、広域避難等】</p> <p>○避難所の運営</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県作成の「災害時における避難所運営の手引き」において、市町村に対し、地域住民による避難所運営の必要性を示している。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、地域住民による避難所運営の必要性について、改めて周知を行う。 ・避難所運営に係る会議の開催等を行い、自主運営の必要性等について、改めて市町村への働きかけを行う。 <p>○衛生環境の維持</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業者等の業界団体と協定を締結し、被災時の協力体制を構築。 ・組立式の簡易トイレ2,900基を備蓄。 ・使い捨てトイレは物資の供給に関する協定により調達。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の状況等を踏まえ、交通遮断時のごみ、し尿の収集運搬方法について、必要な検討を行う。 ・トイレカーやキャンピングカー等の活用を検討し、それらを取り扱う事業者が加盟する協会・団体との協定締結に向けた協議を進める。 ・トイレ環境の整備に係る経費を幅広く災害救助法の対象経費とするとともに、必要なトイレ用水を迅速に確保できる仕組みづくりをするよう国へ要望する。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>○大規模災害時における広域避難の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、インフラの途絶等により避難が長期化したため、災害関連死が生じることとなった。これを防ぐためには、早い段階での1.5次、2次避難等の判断が必要になるため、予め判断のタイミングや調整方法、宿泊施設での避難者の受入スキーム等についてあらかじめ検討しておく必要がある。 <p>○被災した観光・宿泊客への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、道路の寸断等により、観光客が被災地域で孤立した事例や、温泉地で多数の宿泊客の帰宅手段の確保が必要となった事例があった。 ・こうしたことを踏まえ、県外からも多くの人が集まる観光地が被災した場合に、観光客の一時避難や移送等を円滑に行えるよう、あらかじめ対応を検討しておく必要がある。 	<p>○大規模災害時における広域避難の実施</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道などのインフラの復旧に1週間以上の期間を要することが見込まれる場合に、直ちに1.5次、2次避難の調整に入ることを想定し、活用できる協定等を検討。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の円滑な実施に向けたスキームづくりを進める。 <p>○被災した観光・宿泊客への対応</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者、警察などで千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を設立。一時滞在施設を整備して駅周辺等に滞留した帰宅困難者の安全な滞在を図っている。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震での事例を詳しく調査したうえで、本県において同様の事態が生じる可能性がある観光地がないか確認する必要がある。 ・そのうえで、被災地域で滞留した観光客の一時的な受入れや移送等を円滑に行うためのスキーム、民間との役割分担などについて、関係機関、地域の観光・宿泊施設等を交えて検討する必要がある。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>【医療・福祉、ボランティア】</p> <p>○医療機関等の機能不全、医薬品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの途絶や建物・設備の損壊により、職員が参集できずに機能不全に陥った医療機関があったほか、医薬品の供給に支障が生じた。 ・本県でも同様の状況が懸念されることから、支援体制の確保が必要である。 <p>○社会福祉施設の災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設は、福祉避難所として指定されているケースも多く、また、今回の能登半島地震においては、多くの民家が倒壊し、事実上、住民の避難場所としての役割も果たしている。 ・このように、社会福祉施設に対する災害時の社会的役割への期待が高まっている一方、建物の老朽化が進んでいたり、十分なスペースを確保できない施設も多く、いざという時に地域のニーズに十分にこたえられないことが懸念される。 	<p>【医療・福祉、ボランティア】</p> <p>○医療機関等の機能不全、医薬品の確保</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能不全に陥った医療機関への支援については、DMAT, DPATの活動が有効であり、円滑な運用のため関係機関相互の連携体制の確保に取り組んでいる。 ・モバイルファーマシーは、県内では八千代市薬剤師会が一台運用しており、災害時には県内及び全国へ出動できる体制となっている。 ・県は、薬剤師（モバイルファーマシーに同乗する薬剤師を含む）の派遣ができるよう、千葉県薬剤師会と災害協定を締結。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時医療活動訓練等を通じ災害時の対応を検証。 ・今年度から災害時における薬事に関連する課題解決のため、災害薬事コーディネーターを養成する取り組みを開始。 ・この中で、モバイルファーマシーの派遣などの調整を行っていく。 <p>○社会福祉施設の災害対策</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームについては、施設の創設・増改築への助成に加え、広域型にあっては居室の増床を条件として大規模修繕への助成を行っている。 ・障害者支援施設については、個室化や老朽化に伴う大規模修繕等の施設整備補助を行っている。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化や、備蓄倉庫・避難対応の部屋の設置など、防災機能の拡充を伴う大規模修繕への財政的支援を国に要望する。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>○災害福祉支援チーム（DWAT）受入れ体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には DWAT の都道府県間の派遣調整機能を担う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が設置されるが、DWAT 本部業務（情報共有業務、ロジ業務、本部設置業務等）は多岐にわたっており、他都道府県からの受入に混乱が生じるおそれがある。 <p>○災害ボランティアの円滑な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅の片づけやブルーシート展張などにおいて、プロボノを含むボランティアの力は欠かせないものであり、ボランティアが活動しやすい環境を整備する必要がある。 	<p>○災害福祉支援チーム（DWAT）受入れ体制の強化</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム員の派遣体制について、県内 15 の福祉関係団体と基本協定を締結し、401 人をチーム員として登録。（R6. 4. 1） ・DWAT の活動マニュアルを策定しており DWAT 派遣手順等を定めている。 ・能登半島地震においても、石川県からの派遣要請を受け、本部支援、避難所における要配慮者支援、相談支援等を行った。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央センターと DWAT 受け入れに必要な情報共有、調整方法等について、派遣職員の意見等も踏まえ活動マニュアルの改正を検討し、他都道府県からの DWAT 受入体制を強化。 ・引き続き訓練への参加、研修を通し、チーム員の更なる資質向上を図っていく。 <p>○災害ボランティアの円滑な活動</p> <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年官民連携モデル事業（内閣府）により、行政、社協、災害中間支援組織間の三者の連携体制を強化し、災害時のプロボノの受入の円滑化を図る。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県	<p>【耐震化、公費解体】 ○住宅における耐震化の推進 ・過去の地震と同様に、建築年代が古い木造建築物等が倒壊または大破していたことから、木造住宅等の耐震化の一層の推進が必要である。</p> <p>○円滑な公費解体に向けた取組 ・損壊家屋の公費解体にあたっては、所有者の同意のもとで自治体に解体を申請する必要があるが、相続等により所有者が複数人にわたる場合は、手続が円滑に進まないことがある。 ・環境省は公費解体の申請に際し、全員の同意が確認できない事情等を勘案して止むを得ない場合は、所有権に関する問題が生じても申請者が責任を持って対応する旨の宣誓書の提出を受けることにより解体を行うことも考えられるとしているが、市町村が同意を得られていない所有者から訴訟を起こされるリスクを考慮し宣誓書方式を取らない場合、公費解体が進まない一因となりうる。</p>	<p>【耐震化、公費解体】 ○住宅における耐震化の推進 >現在までの取組 ・県民向けの耐震相談会の開催等により耐震化の必要性を周知するとともに、市町村が住宅の耐震化に対する県民への支援を行う場合、その経費の一部を補助している。 ・本年1月には、市町村に対し、所有者の費用負担の軽減を図るため、国や県の補助制度を十分に活用の上、耐震改修等の補助額の引上げや、部分的な改修に対する補助制度の創設等、支援の拡充を検討するよう促した。 >今後の対応方針 ・引き続き、県民に対する耐震化対策の周知及び費用負担の軽減に市町村と連携して取り組み、耐震化の促進を図る。 ・また、市町村に対して、補助制度の創設等について協力を行っていく。</p> <p>○円滑な公費解体に向けた取組 >現在までの取組 ・公費解体に係る所有者の同意の取扱いや、民法上の緊急避難の運用事例の情報収集を実施。 ・国においては、不動産登記法の改正により、施行以前の相続を含めて相続登記を義務化。 >今後の対応方針 ・公費解体制度の運用事例を整理し、市町村と共有。 ・市町村の意見を踏まえて、国に対して必要な要望を行う。</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉市	<p>【1 対応：派遣職員数】合計 402 人 対口支援（罹災証明書）298 人、 DMAT（災害派遣医療チーム）8 人、保健師チーム 12 人、 廃棄物収集運搬 21 人、被災建築物応急危険度判定 4 人、 応急仮設住宅 2 人、下水道被害状況調査 48 人、 教職員派遣 2 人、緊急消防援助隊の派遣 7 人</p> <p>【2 対応事例】</p> <p>①対口支援（罹災証明書関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後から、職員派遣を想定した道路情報の収集や人員整理等、応援体制の準備をしたことにより、国からの派遣要請を受けた後、迅速に職員を派遣することができた。 ・罹災証明書の新システムを導入したばかりであり、被災自治体が発災後、新システムによる罹災証明書交付事務要領の作成に苦慮していたことから、本市の区役所等での窓口業務の経験を活かして、事務要領（マニュアル）を被災自治体に代わって作成した。 ・他の応援自治体の多くは3月末で撤退したが、本市においては、被災自治体の意向を尊重するとともに、罹災証明書交付の前提となる建物被害想定調査の進捗状況を踏まえ、共に支援を行っていた他自治体と連携のうえ、4月末まで支援を継続した。 <p>②DMAT（災害派遣医療チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時の訓練等により、他の病院の DMAT や地元関係者とコミュニケーションが図れていたため、現地で不足する資機材を貸与いただく等、連携して活動することができた。 <p>③保健師（避難所巡回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所では積極的な声掛けをすることで、介護を要する避難者の早期発見や着替えなどの日常生活支援を適切に実施することができた。 	

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉市	<p>【3 検討事項】</p> <p>①避難所の長期化 当初は避難所の運営が適切に行なわれていたが、長期化することにより、避難者だけでなく、避難所を運営している方も大変疲弊し、避難所の設置を持続することが困難な事例があった。</p> <p>②要配慮者の避難対策 ・個別避難計画を作成していた事例はあるが、支援者も被災するなど、計画通りに支援できなかった。 ・高齢化率が高いだけでなく、高齢者のみの世帯も多く、介護士等の支援者が不足していた。 ・市内の福祉避難所での受け入れが難しく、遠方の旅館等への二次避難を余儀なくされることが多かった。</p>	<p>【4 現在までの取組、今後の対応方針・方向性】</p> <p>①避難所の長期化 ➤現在までの取組 ・本市では町内自治会など地域住民を中心に構成される、避難所運営委員会の設立を進めており、令和6年5月1日時点で指定避難所のうち98.9%で設立し、避難所運営マニュアルの作成やそれに基づく訓練の実施など、地域が主体となる避難所運営に向けた取組みを進めている。 ➤今後の対応方針 ・避難所運営委員会だけでなく、避難者も含めた避難所運営の必要性を周知啓発するとともに、避難所の集約スキームの構築や、長期化した場合には、受援期間の延長を協議する等避難所運営体制の強化について検討する。</p> <p>②要配慮者の避難対策 ➤現在までの取組 ・災害発生時に自ら避難が困難な方に対して、福祉関係者と連携しながら個別避難計画の作成を進めており、令和7年度までに優先度が高い者約4,000人のうち、同意が得られた者の計画策定が完了する予定である。 ➤今後の対応方針 ・引き続き、自ら避難が困難な方に対しては、個別避難計画の作成を進めるとともに、家庭での備えが進むよう周知を図る。さらに支援者が被災した場合を想定し、平時から市内の介護関係事業者（介護福祉士・リハビリ専門職等）との連携強化を図るとともに、発災時に他自治体と連携して人材を確保する仕組みについて検討する。</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉市	<p>③断水対策 ・断水の長期化により、飲料水や生活水の確保に加え、下水道の復旧に時間がかかっていることから、トイレや入浴、洗濯など市民生活だけでなく、応援職員の派遣にも影響を及ぼした。本市では、所有する循環型シャワー（WOTA）を被災地に提供した。</p> <p>④通信障害 ・一部の地域ではインターネットがつながりづらい状況があった。</p> <p>⑤上下水道一体での復旧 ・これまでの災害復旧においては、上下水道それぞれが調査復旧を行っていたが、今回石川県においては上下水道一体での復旧が求められ、上水道との調整に時間を要したことから、作業に混乱が生じた。</p>	<p>③断水対策 ➤現在までの取組 ・地震被害想定調査に基づき、飲料水約27.7万Lの備蓄等により給水対策を行っているとともに、トイレ対策としては、市内166か所の避難所にマンホールトイレを設置しており、今後は千葉県と連携し県立高校等への整備を進める。 ➤今後の対応方針 ・今後も、飲料水等の備蓄、マンホールトイレの整備等の取組を継続するとともに、トイレカーや循環型シャワーの自治体間の相互提供の仕組みについても検討する。</p> <p>④通信障害 ➤現在までの取組 ・令和元年度に本市で発生した台風被害等を踏まえ「災害に強いまちづくり政策パッケージ」を策定し、その中で、通信の強靱化対策を掲げており、通信事業者との協定締結等により、災害時の通信障害等に備えている。 ➤今後の対応方針 ・被災自治体の避難所等では、衛星通信により通信状態を確保しており、本市でも衛星通信サービスの導入を検討する。</p> <p>⑤上下水道一体での復旧 ➤現在までの取組 ・一部の地域を除き、上水道は千葉県が管理しており、現状、県市が各々の事業を実施している。また、国の上下水道地震対策検討委員会にて今後の地震対策の在り方を検討していることから、その動向を注視している。 ➤今後の対応方針 ・今回の災害では、被災地において上下一体での復旧が求められたことから、今後、上水道と下水道で連携し、引き続き</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉市	<p>⑥マンホール蓋の規格 ・全国的にマンホールの蓋は、都市ごとに発注となっていることから、規格は統一されておらず、種類が多い。今回現地にて下水道施設調査を実施する際に、本市における主な規格とは異なっていたため、蓋を開閉する器具の不足や開閉作業の習得に時間を要した。</p> <p>⑦罹災証明書関係業務 ・一次調査による判定結果に納得できない方の多くが、二次調査の申請を行ったため業務が長期間継続した。</p>	<p>上下水道施設共に耐震化を進めていく。また、国の上下水道地震対策検討委員会の結果をもとに本市の受援体制を検討する。</p> <p>⑥マンホール蓋の規格 ➤現在までの取組 ・マンホール蓋の開閉マニュアルを作成し、政令指定都市間で共有している。 ➤今後の対応方針 ・現地のマンホール蓋の規格に相違があったが、本市にも同様の規格のマンホール蓋が一部設置されていたことから、事前に開閉作業の練習を行い支障なく作業を行えた。今後は、政令指定都市間で共有しているマンホール蓋の開閉マニュアルを、全国の自治体に展開するなど情報共有について検討する。</p> <p>⑦罹災証明書関係業務 ➤現在までの取組 ・罹災証明書に関するマニュアルの作成や研修等により、職員の習熟度の向上を図っており、令和元年度に本市で発生した一連の台風被害等では、約1万2千件の罹災証明書を交付した。 ➤今後の対応方針 ・珠洲市では、罹災証明書の受付・調査・交付をシステムで一元管理しており、本市でも同様のシステム導入を含め、罹災証明書業務の体制整備を検討する。また、二次調査申請があることを前提とした調査体制を、発災後早期に検討する。</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉市	<p>⑧女性職員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣期間が長期化し、多くの人員が必要であり、また派遣先の被害が深刻で生活環境が厳しかったことにより、他の災害に比して適材職員の確保が困難であった。 ・そのような中、派遣を希望する女性職員は初期の意向調査から多く存在したにも関わらず、発災直後は宿泊場所の都合等により女性職員を派遣することができなかった。 ・派遣期間が中長期化した場合も適材職員を安定して派遣するためには、女性職員の活用が有効であることが明らかになった。 <p>⑨応援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体の職員自身が被災等により出勤できず、応援自治体を中心に災害対応を実施せざるを得なかった。 	<p>⑧女性職員の派遣</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、女性職員が多い保健師の派遣においては、女性に配慮した宿泊場所を早期に確保し、発災直後に女性の保健師職員を派遣することができていた。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の派遣の経験を踏まえ、保健師以外の職員派遣においても、女性職員を早期に派遣できるよう、宿泊用のテントを事前に用意するなど、早期派遣も想定したスキーム等の作成を検討する。 <p>⑨応援体制の強化</p> <p>➤現在までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練等により職員の災害対応力の向上を図るとともに、九都県市や県内自治体等と相互応援に関する協定を締結し、応援の体制確保も進めている。 <p>➤今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の被災を想定し、職員参集訓練等により職員の更なる災害対応力の向上を図るとともに、総務省や指定都市市長会の応援スキームを補完し、迅速かつ柔軟に相互応援を行うことができる関係を構築する。具体的には、今回関係性を構築できた他自治体との、災害時の協力体制を協議していく。 また、本市以外で大規模な災害が発生した場合に備え、派遣の経験を踏まえ、対応可能な応援業務を整理する等応援体制を強化していく。 また、本市以外で大規模な災害が発生した場合に備え、派遣の経験を踏まえ、対応可能な応援業務を整理する等応援体制を強化していく。



珠洲市職員の自宅の様子（地震と津波により全壊）

【2 対応事例】 ① 対口支援（罹災証明書関係業務）

罹災証明書受付窓口開設の様子（1月9日）

発災直後から、職員派遣を想定した道路情報の収集や人員整理等、応援体制の準備を実施



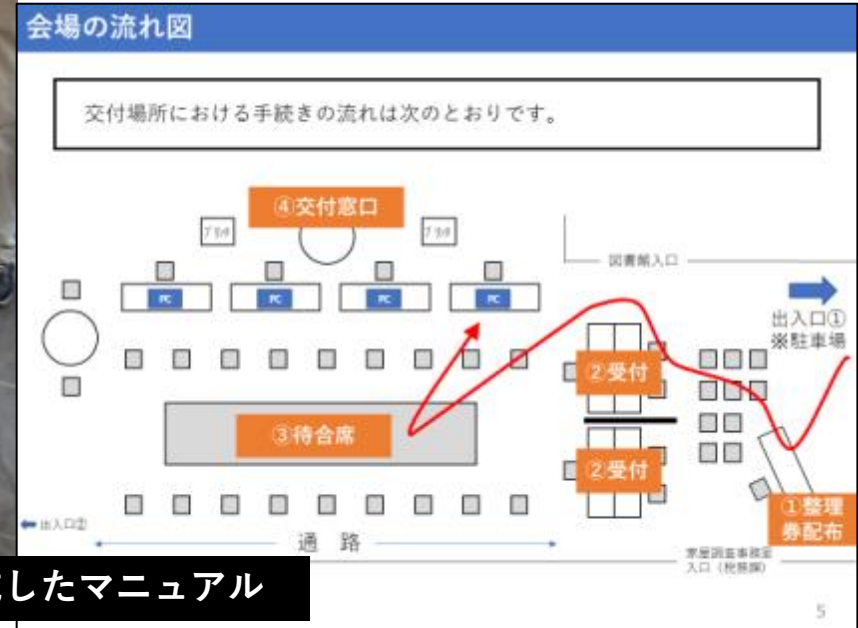
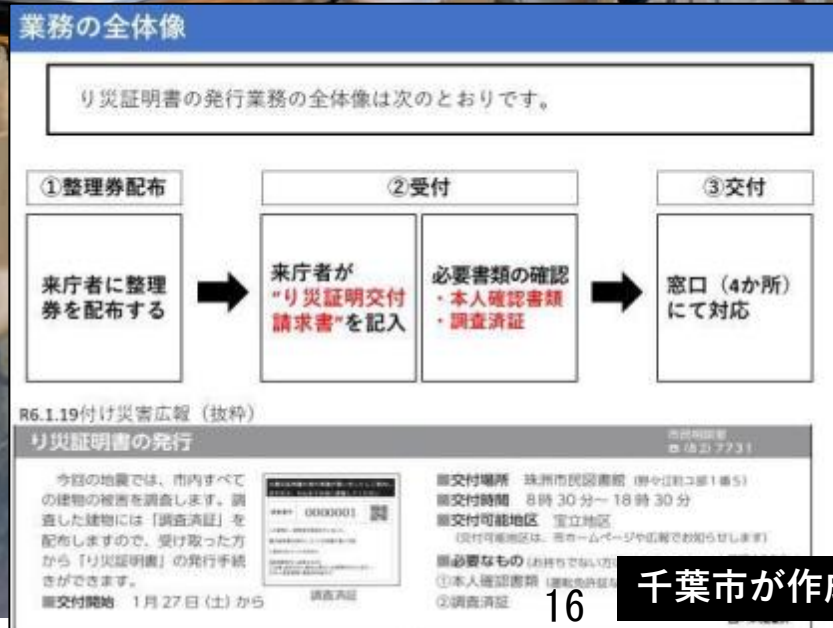
国からの派遣要請を受けた後、迅速に職員を派遣

【2 対応事例】 ① 対口支援（罹災証明書関係業務）

罹災証明書交付窓口開設の様子

罹災証明書の新システムを導入したばかりであり、被災自治体が新システムによる罹災証明書交付事務要領の作成に苦慮

↓
本市の区役所等での窓口業務の経験を活かして、事務要領（マニュアル）を被災自治体に代わって作成



【3 検討事項】 ①避難所の長期化

珠洲市内の避難所の様子（4月24日）

当初：避難所運営が適切に行われていた



長期化により、避難者だけでなく、避難所を運営している方も疲弊

避難所の設置を持続することが困難な事例も発生

➤今後の対応方針

- ・引き続き避難所運営委員会だけでなく、避難者も含めた避難所運営の必要性を周知啓発
- ・避難所の集約スキームの構築や、長期化した場合には、受援期間の延長を協議する等避難所運営体制の強化について検討

【3 検討事項】 ② 要配慮者の避難対策

要配慮者の支援の様子

- ・ 支援者も被災するなど、個別避難計画の通りに支援できず
- ・ 高齢化率が高いだけでなく、高齢者のみの世帯も多く、介護士等の支援者が不足
- ・ 市内福祉避難所での受け入れが困難、遠方の旅館等への二次避難を余儀なくされた

➤ 今後の対応方針

- ・ 引き続き、個別避難計画の作成を進めるとともに、家庭での備えが進むよう周知
- ・ 支援者が被災した場合を想定し、平時から市内の介護関係事業者(※)との連携を強化及び、発災時に他自治体と連携しての人材確保策を検討

※介護福祉士・リハビリ専門職等

【3 検討事項】 ③ 断水対策

自律分散型水循環システム「WOTA BOX」
(被災者の入浴支援のため本市から提供)

断水の長期化による、飲料水や生活水の確保に苦慮したことに加え、下水道の復旧に時間を要した

↓
トイレや入浴、洗濯など市民生活だけでなく、応援職員の派遣にも影響
(本市が所有する循環型シャワーを提供)

➤ 今後の対応方針

- ・ 今後も、飲料水等の備蓄、マンホールトイレの整備等の取組を継続
- ・ トイレカーや循環型シャワーの自治体間の相互提供の仕組みについても検討

WOTAパッケージ詳細



【3 検討事項】 ⑤ 上下水道一体での復旧

地震の影響によるマンホールの隆起の様子



これまでは上下水道それぞれが調査復旧を実施していたが、今回石川県においては上下水道一体での復旧が求められた

↓
上水道との調整に時間を要し、作業にも混乱

➤今後の対応方針

- ・今後、上水道と下水道で連携し、引き続き上下水道施設共に耐震化を実施
 - ・国の上下水道地震対策検討委員会(※)の結果をもとに本市の受援体制を検討
- ※能登半島地震を踏まえ、国土交通省にて設置
今後の地震対策のあり方や、上下水道一体での災害対応のあり方について検討されている

【3 検討事項】 ⑥ マンホール蓋の規格

建設局職員による下水道の施設状況調査



全国的にマンホールの蓋は都市ごとに発注、規格は統一されておらず、現地の規格が本市における主な規格とは異なっていた
(蓋の開閉器具の不足、開閉作業の習得にも時間を要す等)

↓

事前に開閉作業の練習を行っていたため、現地では支障なく作業を実施

➤今後の対応方針

政令指定都市間で共有しているマンホール蓋の開閉マニュアルを、全国の自治体に展開するなど情報共有について検討

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県 警察本部	<p>【対応】（5月17日現在）</p> <p>○発災直後から石川県公安委員会の援助要求に伴い、広域緊急援助隊等を被災地に派遣（延べ5,406人）</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生安部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/30～ 3回(各回10日間) <input type="checkbox"/>任務 女性警察官を中心に編成し、穴水町、輪島市、能登町内の避難所を訪問し被災者の相談対応及び防犯指導活動を実施 ・ 地域部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/16～ 12回(各回13日間) <input type="checkbox"/>任務 警ら用無線自動車による七尾市内での警戒・警ら活動及び避難所等の立ち寄り警戒 ・ 刑事部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/5～ 14回(各回7日間) <input type="checkbox"/>任務 珠洲警察署における刑事・生活安全課への応援勤務。震災に便乗した犯罪取締まりと広報活動 ・ 交通部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/20～ 3回(各回6日間) <input type="checkbox"/>任務 被災地に至る「のと里山海道」での交通規制 被災地域に向かう一般車両利用自粛の広報啓発 ・ 警備部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/1～ 5回(各回5～11日間) <input type="checkbox"/>任務 被害の大きかった珠洲・輪島市における救出救助活動及び孤立世帯の安否確認 ・ 航空部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/2～ 3回(各回1～6日間) <input type="checkbox"/>任務 航空機搭載カメラによる上空からの被災状況確認・孤立集落からのホイストによる救出救助 ・ 通信部隊 <input type="checkbox"/>派遣 1/1～ 4回(各回5～8日間) <input type="checkbox"/>任務 被災状況把握のための動画撮影及び災害対策本部等への映像伝送 <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信途絶・通行不能等による孤立地域からの情報収集・部隊輸送 ・ 関係機関との情報共有・連携の充実 	<p>【現在までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 珠洲市にて倒壊家屋から要救助者4人を救助 <input type="checkbox"/> 能登町にて孤立集落から住民4人を、航空機によりホイスト救助 <input type="checkbox"/> 珠洲市にて、倒壊家屋内から骨董品を盗み出した男を職務質問し、逮捕に貢献 <input type="checkbox"/> 被災地の治安維持のため、引き続き地域部隊・刑事部隊を石川県へ派遣 <p>【今後の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通信途絶時における被害情報の早期収集と他機関との情報共有の充実 <input type="checkbox"/> 被災地への部隊・資機材の輸送手段・方法の複線化 <input type="checkbox"/> 長期間の現場活動を支える装備資機材の整備・充実

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
千葉県 消防長会	<p>【緊急消防援助隊に係る対応状況】 ○千葉県からは航空小隊として1隊7名を派遣したほか、2月21日までの52日間で、21都府県から延べ約5万9千人が緊急消防援助隊として出動し、被災地における救助活動等を実施している。</p> <p>【検討事項】 ○緊急消防援助隊に係る検討事項 全国消防長会にて出動都府県へアンケートを実施したところ、地震や津波により陸路が寸断されたことから、緊急消防援助隊の早期の輸送支援について自衛隊、海上保安庁、民間フェリー会社等の関係機関と協力した航空及び海上輸送支援体制の充実強化に関する意見が多く上がっている。 ○輪島市の火災を受けての検討事項 消防庁にて輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を実施し、次の課題等について検討している。</p> <p>【消防活動に係る課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の状況に応じた効果的な情報収集 ・津波警報発令下における消防活動要領の策定・見直し ・地震時における木造密集地域の火災防御計画の見直し ・断水、地盤の隆起及び津波により消火栓や自然水利の確保が困難な中での延焼防止 <p>【火災予防に係る課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善 ・木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物の耐震化 ・感震ブレーカーの更なる普及に向けた方策 	<p>【現在までの取組】 現在、全国消防長会にて、被災地消防本部及び応援消防本部の意見を取りまとめ、国へ令和6年能登半島地震に関する緊急要望を作成し提出する方向で動いており、また消防庁においても緊急消防援助隊の課題を検証するとともに、輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会において、課題に関して引き続き検討を進めている。</p> <p>【今後の対応】 千葉県消防長会としては、全国消防長会の要望活動や消防庁の検討結果等を注視しつつ、本県も能登半島と同じ半島であり、多くの消防本部で津波警報発令時における消防活動が想定されることから、各消防本部において津波警報発令時における消防活動要領の策定・見直しを進めていく必要があると考えている。 また、地震による火災を予防するため感震ブレーカーの普及について方策を検討する必要があると考えている。</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び明らかになった検討事項	現在までの取組、今後の対応方針・方向性
<p style="text-align: center;">国土交通省 関東地方 整備局</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員派遣 合計 2760 人日（TEC-FORCE 隊員） ○災害対策用機械 合計 904 台日（照明車、散水車、待機支援車、遠隔バックホウ、Car-SAT） ○対応事項（・道路、河川、砂防、港湾の被害状況調査 ・家屋の被害状況調査・照明、給水、電源支援 等） <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期復旧に向けた情報収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・限られたアクセスルートの被災による現地状況調査の長期化が課題 ・山間部・沿岸部の被災により困難となる各施設等へのアクセスが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年能登半島地震における被災の特徴や対応の教訓・課題の整理。 ○房総半島の地理的特徴、施設分布や防災体制、地震による被害等の整理。 ○関東地方整備局の災害対応への反映。等 <p><u>千葉県等と連携を図りながら検討を進めてまいります。</u></p>

- 令和6年1月1日（月）石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生（関東地整管内 長野県北部震度5弱）
- 令和6年1月2日からTEC-FORCEを派遣 のべ2,760人・日（1日あたり最大81名）を派遣
- 令和6年1月3日から災害対策用車両を派遣 のべ 904台・日（1日あたり最大35台）を派遣
- 今回の災害では、TEC-FORCE活動において従来実施している被害状況調査（道路、砂防、河川、港湾等）に加え、「給水支援」「電源供給」などの被災者支援の取組も実施。

1/2～3/29

TEC-FORCE派遣	延べ人数
総合司令班	193
総合指令班【道路】	35
被害状況調査班【道路】	1,293
被害状況調査班【砂防】	461
被害状況調査班【応急危険度判定】	114
被害状況調査班【Car-SAT】	42
被害状況調査班【港湾】	16
被害状況調査班【河川】	36
高度技術指導班【水道】	140
高度技術指導班【道路】	2
高度技術指導班【港湾】	41
応急対策班【照明】	38
応急対策班【機械】	124
現地支援班【応急給水】	46
現地支援班【電源確保】	80
現地支援記録班	99
合計	2,760

1/3～3/29

災害対策用車両派遣	台数	延べ台数
照明車	25	345
散水車（給水装置付）	8	312
待機支援車	3	154
Car-SAT	1	22
遠隔操作式バックホウ	1	71
合計	38	904



能登半島地震を踏まえた災害対応の検討（案）

設置の趣旨

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、その社会的条件や地理的条件から被災地の現状把握、災害対応の初動、自治体支援活動等において、様々な課題が見られた。

このため、関東地方において、同様な厳しい条件下での地震災害が発生した場合に、関東地方整備局として円滑な災害対応を行うための方策を検討することを目的に、「能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置する。

検討内容

モデルケースとして房総半島を設定し、以下の項目について検討する。

- 令和6年能登半島地震における被災の特徴や対応の教訓・課題の整理。
- 房総半島の地理的特徴、施設分布や防災体制、地震による被害等の整理。
- 関東地方整備局の災害対応への反映等。

等

進め方

令和6年3月にワーキンググループを設置し、防災関係機関と連携を図りながら検討を進め（※）、災害対応についてとりまとめを行い、適宜反映していく。

※検討に当たっては、北陸地方整備局の災害対応報告を参考にする。

令和6年度の検討に向けて関係機関との調整を行う。

○令和元年9月に発生した令和元年房総半島台風(台風15号)では、千葉県をはじめとする関東南部において大雨・暴風による大規模な停電などの被害や住宅被害が発生したことから、被災状況調査(河川、道路、土砂災害、港湾)、給水支援、飲料水・非常食等の支援を実施。
○関東地整からは9月9日～10月10日までにTEC-FORCE隊員を述べ296人・日、連絡調整員となるリエゾンを述べ745人・日を派遣。



倒壊電柱・倒木の状況(千葉県鴨川市)



ふ頭の冠水箇所における排水支援



給水支援(北海道開発局)



倒木の撤去支援



千葉県庁へのリエゾン派遣



ブルーシート等の物資支援

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
東日本高速 道路株式会社 関東支社	<p>【関東支社の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計測震度 4.4 を記録した長野管理事務所において特別巡回実施。管内異常なしを確認。 ・本社からの要請を受けトイレカーを派遣 	<p>【地震災害時の事業継続計画（R6.3更新）の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議の首都直下地震の想定をベースに早期通行確保に向けたタイムラインを策定 →24時間以内 緊急車両の通行帯確保。自衛隊、警察、消防等の緊急通行車両の通行を最優先に可能とする復旧 →3日間以内 緊急車両等の通行車線を確保。緊急通行車両及び災害派遣従事車両がより迅速かつ円滑に走行できるよう通行車線（1車線）を確保 →7日間以内 通行止めを解除して一般開放。一般車両の通行を応急的に可能とする復旧 ・社員の安否確認方法、非常参集基準等の整理 <p>【防災拠点休憩施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生時に、救援機関が前進基地・集結拠点としての活用することを想定した防災拠点休憩施設を管内に37箇所整備予定。（千葉県内では次の8か所を整備。東関道湾岸幕張PA上下、東関道酒々井PA上下、館山道市原SA上下、京葉道幕張PA上下）

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
東日本旅客 鉄道株式会 社千葉支社	<p>【地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅間停車した列車からのお客さま救済。 <p>【津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報等発表区間に停車している列車を高台へ移動。 <p>【代替輸送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休暇中のため、代行バスの手配に時間を要した。 	<p>【地震】</p> <p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の規模により、列車の運転を見合わせる。点検・復旧作業に時間を要するため、お客さま救済を行い、避難所等への案内を実施。 <p>(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練、駅間停車した列車からのお客さまの降車誘導訓練の実施。 ・ 大地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、衛星通信装置などの通信設備を配備。 ・ 社員に、負傷者の救助救命活動を実施するための訓練を実施。 ・ 帰宅困難者への対応として、避難所等への案内・誘導、安全の確認を前提とした駅での一時滞在場所の提供及び備蓄品の提供等に必要な措置を講ずる。(東京30キロ圏内を中心に) ・ ポータブル発電機の配備。 <p>【津波】</p> <p>(対応方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報等の発表時など、津波の到達予測を知得した場合は、高台へお客さまの避難誘導を実施。 <p>(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難訓練の実施。 ・ 津波注意区間および避難用誘導看板の整備。 ・ 津波避難用のアプリの導入。 <p>【代替輸送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種対応の深度化。 ・ 引き続き連携強化していく。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び明らかになった検討事項	現在までの取組、今後の対応方針・方向性						
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>【対応】</p> <p>○派遣期間 1/3～1/31</p> <p>○派遣人数（全社）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>当社社員</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td>協力会社</td> <td>346人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>684人</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">（3,601人・日）※延べ人数</p> <p>○対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機車による応急送電 ・設備復旧工事 ・通電火災防止のための家屋電気安全確認 <p>【検討事項】</p> <p>①設備損壊多数による復旧長期化</p> <p>②復旧車両進入困難による復旧長期化</p>	当社社員	338人	協力会社	346人	計	684人	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧のための社内リソース融通、確保 ・災害時連携計画による他電力会社と連携した復旧 ・ドローン、非常災害用システムを活用した速やかな被害状況把握 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体との緊密な情報共有 ・自治体と道路被害状況共有により効率的な復旧計画の調整 ・避難所開設状況と停電状況の共有により避難所に対する早期復旧検討
当社社員	338人							
協力会社	346人							
計	684人							

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
東京ガス 株式会社 千葉支社	別添「令和6年能登半島地震における都市ガスの被害状況等」・ 「都市ガスの地震対策と能登半島地震を踏まえた対応について」	左記に同じ

令和6年1月1日発生¹の能登半島地震における都市ガスの被害状況等は以下の通り。供給支障148件、1月4日までに復旧。

1. 令和6年能登半島地震の被害状況等（1）

- 都市ガスは、液状化、差し水等による導管被害のため、計148戸の供給支障が生じたが、事業者の復旧対応により、1月4日中にすべて供給再開。
- (株)INPEX 直江津LNG基地において、地震発生に伴い行ったプラント停止後、製造再開に当たっての安全確認作業が津波警報発表により中断したことによる製造支障が発生したが、国産ガスプラントからの供給、パイプライン内湛ガスによる供給に加え、他事業者からのバックアップ供給により供給支障は生じなかった。（1月2日送ガス再開）
- コミュニティーガス（旧簡易ガス）は、7団地で509戸の供給支障が生じたが、事業者の復旧対応により、建物崩落等により復旧が困難なものを除いて、1月10日までに供給を再開。

※地震対応については、今後も必要に応じて調査、改善検討等を行う。

◆ 都市ガスの被害状況

- 供給支障の生じた一般導管ガス事業者（2社）：148戸
 - ・ 日本海ガス(株)（富山市）：液状化に伴う導管損傷等による供給支障 27戸（1月3日に2戸供給再開、4日に25戸供給再開）
 - ・ 金沢エナジー(株)（金沢市）：差し水による供給支障 121戸（1月4日供給再開）
- 製造支障の生じたガス製造事業者（1社）
 - ・ (株)INPEX（上越市）：地震発生に伴って行ったプラント停止後、製造再開に当たっての安全確認作業が津波警報発表により中断したことによる製造支障。製造支障時間約23時間（1月2日送ガス再開）

2024年3月11日
経済産業省産業
保安グループ
ガス安全室
「令和6年能登半島地震
の対応状況等」
3ページ

千葉県における都市ガス事業者の概況

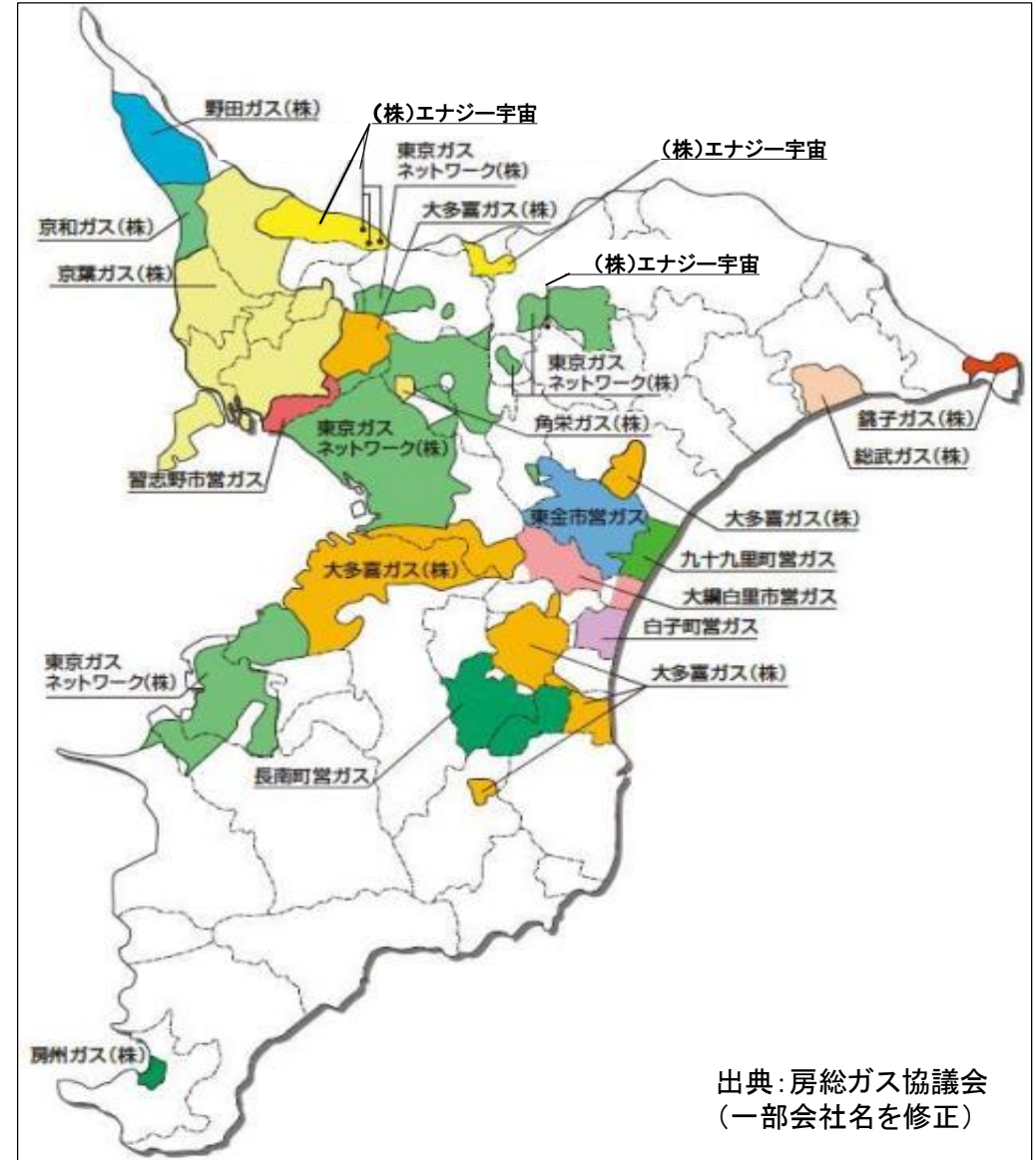
都市ガス事業者 16 者（公営企業 6 者、私企業 10 者）が千葉県世帯数(2,889,768世帯)の 7 割程度に都市ガスを供給。

	事業者名（五十音順）	メーター取り付け数
1	(株) エナジー宇宙（千葉県）	64,775
2	大網白里市（ガス事業課）	13,197
3	大多喜ガス（株）	181,218
4	角栄ガス（株）（千葉）	10,351
5	九十九里町（ガス課）	4,284
6	京葉ガス（株）	985,578
7	京和ガス（株）	64,331
8	白子町（ガス事業所）	2,874
9	総武ガス（株）	2,694
10	銚子ガス（株）	2,269
11	長南町（ガス課）	4,581
12	東金市（経済環境部ガス課）	15,449
13	東京ガスNW（株）千葉エリア	587,563
14	習志野市（企業局）	81,803
15	野田ガス（株）	24,877
16	房州ガス（株）	2,465
	計	2,048,309

出典：千葉県商工労働部産業振興課千葉県天然ガス開発・利用図

(参考)	メーター取り付け数
東京ガスNW（株）全エリア	12,186,250
大阪ガスNW（株）全エリア	7,597,575

出典：東京ガスNW(株)HP：大阪ガスNW(株)HP



出典：房総ガス協議会
(一部会社名を修正)

<都市ガスの地震対策について>

- 都市ガスの地震対策は、**設備対策・緊急対策・復旧対策の3つの柱**から成り立っています。
 設備対策・・・主要設備の耐震化など、**被害を最小限にする**。
 緊急対策・・・地震が発生した際、**被害が大きいエリアの二次災害※を防止**（ガス供給の停止）する。
 復旧対策・・・**ガス供給を停止したエリアを1日も早く復旧**する。

※ガス導管の破損に起因したガス漏えいによる火災、爆発等

設備対策

- 地震に強いガス管として、低圧導管についてはポリエチレン管（PE管）の導入・促進に努めており、この10年間でPE管の累計延長は大幅に増加しました。
- 高中圧導管は大規模な地震でも被害がなく、高い耐震性を保有しています。

地震や腐食に強いポリエチレン管(PE管)



ポリエチレン管の引張試験状況



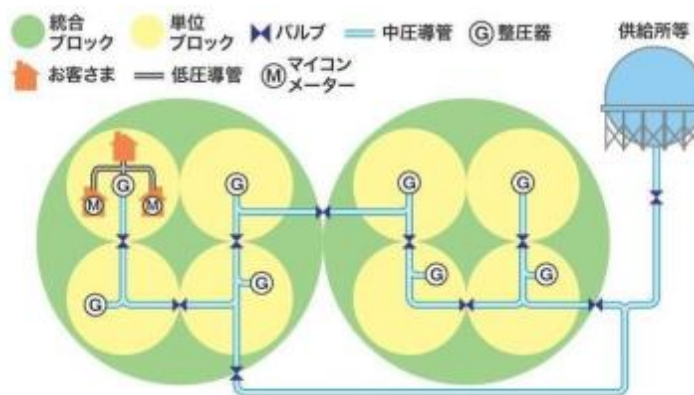
低圧本支管の耐震化率（全国平均）

2021年度末	2030年度目標
91.5%	95%

※ガス安全高度化計画 2030

緊急対策

- 地震が発生した場合、二次災害防止のために、揺れの大きかった地域のガスを速やかに停止します。
- お客さま宅ではマイコンメーターを設置し、震度5相当以上の強い揺れを感知すると、家屋内へのガスの供給を自動的に停止します。



供給停止は、地震の規模や状況に応じ統合ブロック又は単位ブロックで停止します。
 ・供給所等（製造所、ガスホルダー）で送出を止める方法
 ・中圧導管に設置してあるバルブを閉止する方法
 ・調整器を止める方法 等があります。

復旧対策

- 大規模な災害発生によりガスの供給を停止する場合などには、ガス業界を挙げて応援する体制を確立しています。

大規模な災害発生によりガスの製造・供給を停止する場合などには、ガス業界を挙げて応援する体制を確立しています。



<液状化に対する備えについて>

- 東京ガスグループでは、**液状化の危険性が高いエリアのガス導管網をブロック化**※1しています。これにより、液状化が発生しガス導管網に被害があった場合に当該エリアを速やかに供給停止することができるとともに、液状化被害が無いエリアの供給継続性を高めています。

<災害時の情報共有について>

- **ガスの早期復旧のためには、被害状況の迅速な把握と共有が不可欠**です。一般ガス導管事業者は、日本ガス協会の**ガス防災支援システム（G-React）等を用いて被害状況等を共有する仕組み**になっており、2024年1月の能登半島地震の際にも、各事業者が状況を登録し、速やかな情報共有を実施しました。
- なお、行政との連携という観点では、**災害時に臨時供給**※2の優先順位を速やかに決定できるよう、**最優先需要家リスト**※3（房総ガス協議会分）を千葉県に提出させていただいているほか、**発災時の前進基地**※4用地の借用協議をさせていただいております。
- このような取り組みを継続し、**情報連携の迅速化による効率的な復旧活動を行うことで、一日も早いガスの供給再開を目指します。**

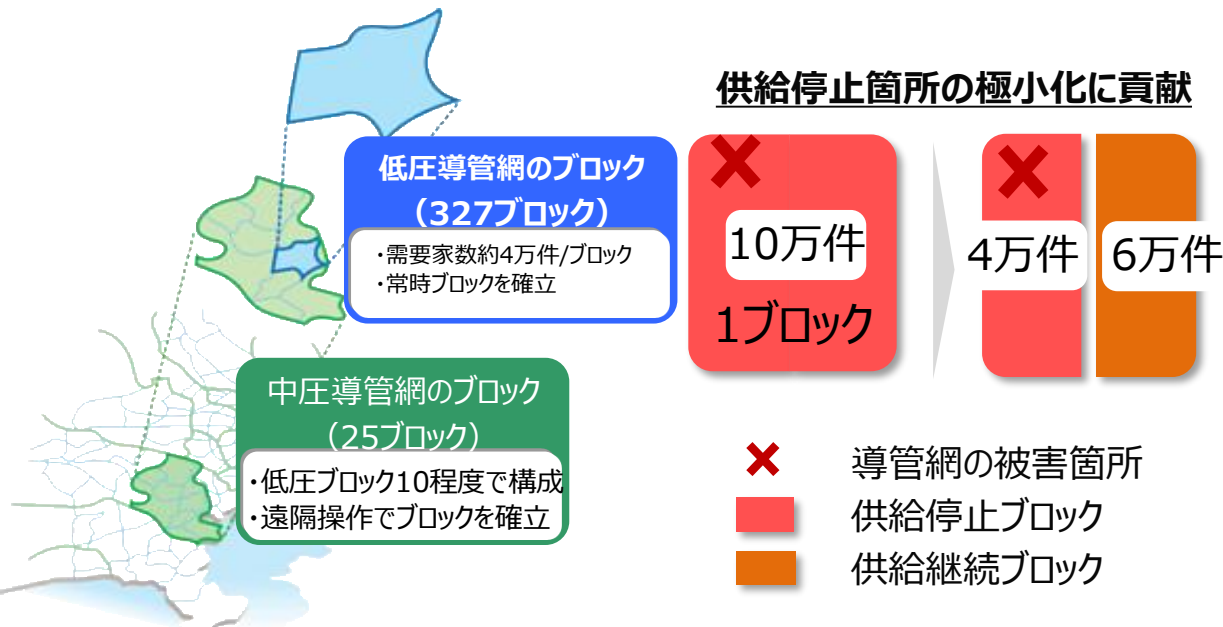
※1：周囲の導管網から独立させ、そのエリアで閉じた導管網とすること。

※2：ガス導管が被害を受けた場合、移動式ガス発生設備等で臨時的にガスを供給すること。

※3：災害拠点病院、救急指定病院など、人命に影響を及ぼし得る需要家のリスト。

※4：復旧活動に従事する要員の拠点であり、一般的に被害が最も大きいエリアの近傍に設置する。

導管網のブロック化とその効果



地震防災関連システム

■ガス防災支援システム（G-React）

- ・経済産業省が保有するWEBシステム
- ・被災事業者が入力することで、経済産業省と他のガス事業者へ情報を共有
- ・地図情報上で、供給停止ブロックの情報等の共有が可能
- ・ExcelやPDFにて、臨時供給先や前進基地の候補地等の共有が可能
- ・常時閲覧可能

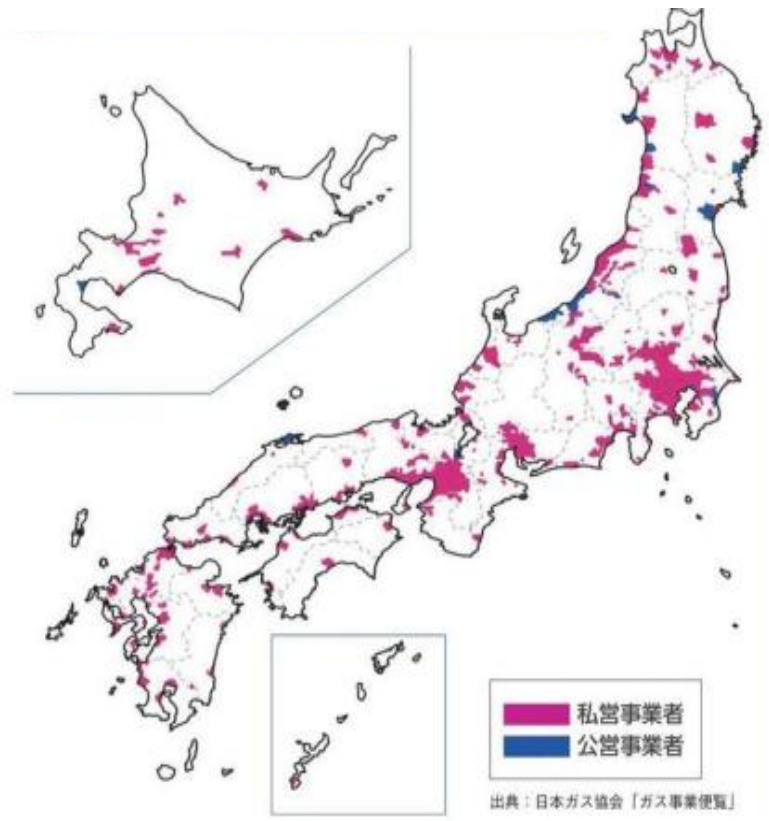


■被害状況報告システム

- ・日本ガス協会が保有するWEBシステム
- ・被災事業者が入力することで、他のガス事業者へ情報を共有
- ・被害情報の報告が可能
 （地震情報、ガス設備被害、供給停止情報等）
- ・常時閲覧可能
- ・同じ情報を経済産業省と共有



都市ガスの供給区域（全国）



都市ガスは各地域の都市部を中心に普及しており、供給区域は国土の6%程度となっています。

都市ガスの臨時供給設備（移動式ガス発生設備）



日本ガス協会HPより抜粋

ガス事業者の大規模災害時の復旧対応に係る協力について

経済産業省

20220831 保局第1号
令和4年9月1日

各都道府県防災主管部（局） 御中

経済産業省産業保安グループガス安全室

ガス事業者の大規模災害時の復旧対応に係る協力について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

ガス保安行政に関し、常日頃から御支援、御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。ガスは、国民生活には欠かせない重要なライフラインの1つであり、災害により導管等の設備に被害が発生した場合に速やかに復旧させることは、国民生活を維持する上で非常に重要な課題と考えております。

ガス業界では従前から、事業者が連携し大規模災害時の対応を行ってまいりましたが、今後、南海トラフ地震や首都直下地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されていること等を踏まえ、ガス事業法改正により、一般ガス導管事業者に災害時連携計画の策定・届出義務（ガス事業法第56条の2）（※）を措置することにつき、第208回国会で可決しました。当該計画は、被災区域内外の一般ガス導管事業者の相互の連携に関する具体的な計画を共同して策定するものであり、当該改正については、9月1日に施行されております。

これに先立ち、都市ガス分野における災害対応の実効性を高めるため、今後の大規模災害に向けた課題について、当省において全一般ガス導管事業者（約200社）にヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、応援を受け入れるために必要な資材置場や応援要員の待機場所等に係る用地を確保できない点が課題であり、復旧作業における用地として、公共用地の利用を求める要望が多数ありました。

災害時における公共財産の利活用については、一義的には各地方公共団体の判断のもとに行われるべきものであり、また、災害時には一般ガス導管事業者に限らず、多くのライフライン事業者等の応急復旧活動や、地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動等の実施を勘案しなければならないものであると認識しておりますが、上記事情等を踏まえ、今後一般ガス導管事業者から貴都道府県及び市町村に対して、大規模災害時の対応に関する御相談がありましたら、可能な範囲で御配慮いただきますようお願い申し上げます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること、また、本通知の内容については、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付、総務省消防庁国民保護・防災部防災課も承知していることを申し添えます。

（※）ガス事業法第56条の2

（災害時連携計画）

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般ガス導管事業者による従業者の派遣及び運用に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。
- 二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。
- 三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
<p>東日本電信 電話株式会社 千葉事業部</p>	<p>【対応】 最大で20ビルで通信サービスに影響 電力：27ビル停電 伝送路：19ビルでケーブル損傷</p> <p>【通信復旧以外の取り組み】 ・復旧拠点の整備（WOTA等を後方支援として提供） ・被災者生活再建支援システムによるモバイル調査、罹災証明発行、被災者台帳作成及び管理の事務処理支援 →石川県では全域導入している ・ドローン等を活用した家屋被害調査および遠隔判定支援</p> <p>【今後の取り組み等】 通信インフラ設備の更なる強化 平時の災害対策環境等整備 行政と連携した情報技術を活用した被災者支援への仕組み作り</p>	<p>【通信インフラ設備の更なる強化】 ①非常用エンジン未設置通信ビル電源の強化 →広域長時間停電に備えた非常用電源の10時間→24時間化 ②通信ビル耐震工事 →大規模通信ビルの耐震強化を実施毎年2～3ビル実施 ③水防対策の継続実施（25年度完遂） →ハザードエリア内にあるビルはすべて2024年度内に対策</p> <p>【災害対策および環境等整備】 ④広域支援時の受け入れ態勢の構築 →全国からの応援の受け入れ拠点を整備。千葉県内20箇所に復旧拠点構築済 ⑤災害対策機器の充実 →スターリンク・ワイヤレス固定電話等の新技術を活用した災害復旧ツールの配備と検討 ⑥災害時用公衆電話の活用と利用促進 →避難所への事前設置（県内現在約1600箇所） ⑦被災者生活再建支援システム啓蒙および導入支援 （千葉県導入自治体：船橋市 勝浦市 市原市（茨城県全域導入））</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
<p>株式会社 ドコモCS 千葉支店</p>	<p>【対応】※2024年4月5日体制解除 ○社員派遣（延べ1万人以上が対応に従事） ○設備復旧（基地局設備・伝送路・電力によるサービス中断の発生） ※石川県におけるサービス中断基地局：260局 サービスエリアは約3割まで減少 　↳設備被災および伝送路：移動基地局車、衛星回線、KDDI様と共同での船上基地局を活用した応急復旧を実施。 　↳電力：移動電源車や発動発電機による電力救済を実施。 ○災害対応機関への衛星携帯電話（ワイドスターII）やスマートフォンの提供 　↳スマートフォン、タブレット（約1050台/約220台） 　↳Wi-Fiルータ（約330台） 　↳携帯電話（約550台） ○避難所対応 　↳充電器や無料Wi-Fi等の物品支援（約300カ所） 　↳避難者の心とカラダのケア（オンライン再診 / 服薬指導 / 避難所の患者様とかかりつけ医の橋渡し、映像サービスの視聴環境の提供） 【機関連携】 ・総務省 　↳事業者に対し道路啓開・復電状況（見込み含む）を随時提供いただき、通信復旧計画に活用 ・自治体（県庁・各市町村） 　↳発災翌日より石川県庁へ弊社社員をリエゾンとして派遣、石川県災害対策本部および政府現地対策本部の関係機関と連携し、情報収集・各種依頼事項へ速やかに対応。 総務省リエゾンとは綿密に連携、道路啓開・復電・物資搬送等の要望をとりまとめて頂き、関係機関との調整を図っていただいた。</p>	<p>○能登半島地震と同様の対応を実施</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
<p>株式会社 ドコモCS 千葉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府 <ul style="list-style-type: none"> ↳SIP4D（ISUT サイト）による被災地に通じる道路通行状況、避難所情報（開設/閉鎖、収容人数等）、孤立集落情報等を把握し、通信復旧計画、避難支援等の活動に活用。 ・自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> ↳海路での復旧機材・支援物資の運搬により、立入困難地域への復旧活動を実施。 <p>【検討事項】</p> <p>○地震や津波による被害、半島という限られた交通路による渋滞や長距離移動、そして継続する大規模余震や悪天候（積雪）により、現地アクセスに障壁が発生。 車両によるアクセスが困難な場合は、徒歩、もしくは除雪をしながら機材の運搬を実施。 自衛隊様との連携により海上からの機器 / 車両の輸送を行った。</p>	

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
<p style="text-align: center;">KDDI 株式会社 南関東総支社</p>	<p>【能登半島地震における対応】 1/3 9:00_停波局最大規模。 1/15 19:00_進入困難箇所を除き、応急復旧。但し、通行情報などにより通常の3倍程度、復旧に時間がかかった。</p> <p>■復旧機材、被災地への配備台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動基地局（車載型、可搬型）→84台（Starlink および静止衛星対応） ・Starlink アンテナ（バックホール回線に活用）→159台 ・ポータブル発電機→228台 ・船上基地局→一隻（NTT ドコモ様共同） <p>■移動基地局、Starlink、発電機などを利用し、一日最大約500名体制で順次エリア支障解消</p> <p>■自治体、自衛隊および通信事業者との連携により復旧対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体との連携（石川県庁、輪島市、珠洲市、七尾市などへのリエゾン対応）、道路の状況や避難所情報の把握 ・自衛隊との連携でヘリでの搬送 ・通信事業者との連携（船上基地局はNTT ドコモ様、給油拠点の相互利用はソフトバンク様） <p>■被災者への支援状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料Wi-Fi 00000JAPANの提供、Starlink350台を避難所に無償提供。災害対応機関（DMAT 医療支援、船上災害対策拠点）にも順次200台提供。 ・避難所等へのフリーWi-Fiが利用できるStarlink設置による通信支援 ・無料充電設備の設置 ・データ通信をはじめとする通信料金などの支援措置 ・車両型出張 au ショップによる支援 <p>■復旧計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、電力会社、回線事業者と連携 <p>■令和6年能登半島地震に伴う支援について https://disaster.kddi.com/disaster/2024/354/</p>	<p>○KDDI はあらゆる状況を想定し、迅速に通信ネットワークを復旧できるよう備えています。</p> <p>○地域の皆さまをご支援できるよう、他通信事業者様と連携しながら各種通信機材を可能な限りご用意して避難所を支援してまいります。</p> <p>■KDDI の災害対策への取り組み https://www.kddi.com/anti-disaster/</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
ソフトバンク 株式会社	<p>■主な通信復旧対応（2024年2月27日時点 累計設置箇所数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の基地局の伝送経路対策 可搬型衛星アンテナ・エントランスアンテナ：103カ所 2. 既存の基地局の電源対策 移動電源車・可搬型発電機 （ガス発電機／連結タンク発電機など）：198カ所 3. スポットエリアの補完 移動基地局車・可搬型基地局：23カ所 ドローン基地局：2カ所 <p>■主な被災地支援活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「ソフトバンク Wi-Fi スポット」 無料開放 2. 無料 Wi-Fi・充電サービスの提供 （営業中のソフトバンクショップ・ワイモバイルショップや避難所など） 3. 公的機関への端末貸し出し <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話や充電器 ・「Starlink Business」の機材一式 4. 各種サービスに関する支援措置 （料金支払期限の延長、故障・修理費用の減免、受け付け手続きの緩和など） 5. WOTA との連携による手洗い・入浴支援 	<p>弊社の防災業務計画で示している、災害予防対応や災害発生時の体制を確立して、今後も通信の早期復旧につとめます。</p> <p>■今後の取組予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局のバッテリー増強、発電機の配備強化 ・移動電源車の配備

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
楽天 モバイル 株式会社	<p>移動基地局車：累計40台、可搬型発電機：累計48台 2024年1月1日～17日までの現場対応人数：340名/日</p> <p>1. 土砂崩れ等に伴う電力供給途絶による基地局の停波 (当社対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MIMOの構成変更によるバッテリー延命 ・インテリジェントタンクを活用した基地局電源の供給 <p>2. 伝送路途絶により停波した基地局や避難所等のエリア救済 (当社対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動基地局車によるエリア救済 (課題・検討事項) ・地権者不明・不通等による設置場所の調整 <p>3. 道路網寸断や海岸隆起に伴う進入困難地域のエリア復旧 (当社対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者の石川県庁リエゾンを通じた道路啓開の要望実施 (要望を一本化し、実施) (課題・検討事項) ・他関係機関（自衛隊・海保・国交省等）との連携や他通信事業者の連携に自治体や総務省北陸総合通信局にどこまで支援を頂けるか <p>4. 避難所等への通信機器の貸出支援 (当社対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プッシュ型にて避難所の支援を実施 (課題・検討事項) ・他通信事業者との連携や調整をどのように実施するか（私設の避難所も多い中、支援がいきわたらない避難所をいかに減らすか、が課題） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関（自衛隊・海保）との連携強化 特に海保とは3/15に協定を締結し、今後は積極的に訓練等への参加を通じ、有事の連携を強化していく考え。 ・伝送路途絶に際して、Starlinkを活用し、衛星を通じたエリア救済を輪島市で実施。今後更なる活用を準備。 ・避難所支援用のStarlinkも50台準備。 ・避難所支援の事業者間連携については、通信事業者及び総合通信局との調整を実施したいと考えている。

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
日本赤十字社 千葉県支部	<p>【対応】</p> <p>1 日本赤十字社（全体）</p> <p>○職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護班(DMAT 含む) 延べ 342 班 ・日赤災害医療コーディネートチーム 延べ 119 チーム ・こころのケア班 延べ 44 班 ・被災地支部支援要員 68 人 ・現地ロジスティクス支援要員 33 人 ・厚生労働省からの要請に基づく看護師派遣 128 人 <p>○ボランティアの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤十字ボランティア 延べ 1709 人が活動 <p>○救援物資の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布 16,005 枚 ・安眠セット 5,230 セット ・緊急セット 2,224 セット ・その他(携帯型簡易トイレ 3,400 個 等) <p>2 千葉県支部</p> <p>○職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護班 3 班 (珠洲市) ・日赤災害医療コーディネートチーム 2 チーム (珠洲市) ・日赤災害医療コーディネートスタッフ 1 名 (石川県庁) ・こころのケア班 1 班 (七尾市) ・現地ロジスティクス支援要員 1 人 (珠洲市) ・厚生労働省からの要請に基づく看護師派遣 1 人 (市立輪島病院) <p>【検討事項】</p> <p>○活動時の宿泊環境の確保・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、当支部から派遣した救護班は主に珠洲市で活動したが、県外から被災地に入り活動する救護班の宿泊先・宿泊用テント設置用地等の確保が厳しい状況が発生した。 <p>○ライフラインの途絶による水や燃料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の途絶により水（飲料水・生活用水）や救護車両の燃料の確保が難しい状況があった。 	<p>1 ブロック支援体制</p> <p>日本赤十字社では、全国を6つのブロックにエリア分けし、ブロック単位で被災地を支援する体制を取っている。</p> <p>千葉県支部は2ブロック（関東1都6県・山梨県・新潟県）に属しており、千葉県で災害が発生し、自県支部での対応が難しい場合は、2ブロックからの支援を受ける。</p> <p>更なる支援が必要な場合は全国的に他ブロックからの支援を受ける形となっている。</p> <p>例えば、首都直下地震が発生し、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県が甚大な被害を受けた場合、千葉県には2ブロック内の非被災地支部からの支援だけではなく、1ブロック（北海道・東北6県）からの支援が入る計画となっている。</p> <p>今後の方針としては、2ブロックにおける広域支援体制の実効性を高めるため、2ブロック内各支部の救護班が参加する合同救護訓練を継続していく。</p> <p>なお、今年度は千葉県内を被災地として2ブロックからの受援を想定した訓練を実施する予定である。</p> <p>2 活動時の宿泊環境の確保・整備</p> <p>日本赤十字社では、急性期においては自立型のテントを設営することで宿泊環境の確保・整備が可能である。</p> <p>今後も引き続き、必要な資機材の整備に努めていく。</p> <p>ただし、活動が長期化する場合は、宿泊施設の確保が必要となる。</p> <p>3 ライフラインの途絶による水や燃料の確保</p> <p>平時から、救護班が活動するにあたり必要な水・食糧等を当支部の倉庫にて備蓄している。</p> <p>被害が長期化して不足する場合は、他県支部等と調整して確保するよう努める。</p>

令和6年能登半島地震を踏まえた各機関における取組について

機関	能登半島地震における各機関の対応及び 明らかになった検討事項	現在までの取組、 今後の対応方針・方向性
社会福祉法人 千葉県社会 福祉協議会	<p>【対応】</p> <p>1 縣市町村社協職員派遣</p> <p>①災害ボランティアセンター運営支援 関東甲信越静ブロック都県・指定都市社協災害支援協定に基づき、石川県内市町災害ボランティアセンターへ延べ49日間、16社協から37名を派遣（4月末現在）</p> <p>②災害特例貸付（緊急小口資金）事務支援 7日間、2社協から4名を派遣</p> <p>2 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWAT）による支援活動 延べ112日間、チーム員69名を派遣（4月末現在）</p> <p>【検討事項】</p> <p>○半島性という地理的条件により発災当初から一般ボランティアの立ち入りが制限されたことに加え、被災による交通遮断や渋滞などから被災地への移動に制限がかかり、一度に多数のボランティア等が活動に参加できない状況が生じた。</p> <p>○倒壊家屋が多く、2次避難所が遠隔地であったこと等から、ボランティア活動に係るニーズの把握・調査に時間がかかった。</p>	<p>○平成9年4月に「関東甲信越静ブロック都県指定都市社協災害時の相互支援に関する協定」を、平成22年11月に「本会と市町村社協における災害時の相互支援に関する協定」をそれぞれ締結しており、これまでも被災地社協からの支援要請を受けて、災害ボランティアセンター運営支援（職員派遣、資機材の貸与等）を行っている。</p> <p>○県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンターを効率的かつ円滑に運営するため、今年度中にICTを導入するとともに、災害ボランティアセンター運営スタッフが効果的に活用できるよう操作説明会等の研修会を開催する。</p> <p>○市町村社協が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、自治体と市町村社協が連携して支援活動を行える体制を構築するとともに、災害救助法に係る委託契約に関する事前協議を早急に完了させる必要がある。</p>